

藤沢市太陽の家（心身障がい者福祉センター）条例の一部改正について

藤沢市太陽の家（心身障がい者福祉センター）条例の一部を次のように改正する。

2015年（平成27年）2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市太陽の家（心身障がい者福祉センター）条例の一部を改正する
条例

藤沢市太陽の家（心身障がい者福祉センター）条例（昭和50年藤沢市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（使用料の徴収）」に改め、同条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第10条を次のように改める。

（使用料の減免）

第10条 市長は、別に定める基準により、前条第1項に規定する使用料を減免することができる。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市太陽の家歯科診療所における歯科治療業務を終

了することに伴い、入所者からの費用徴収がなくなるため所要の改正をする必要による。